

下水道事業経営の基本的な考え方

下水道事業は、地方財政法により公営企業として位置づけられ、二宮町では令和5年度より公営企業会計に移行したことに伴い、企業会計で運営しており、維持運営に係る経費はその事業経営に伴う収入、すなわち下水道使用料をもって充てなければならないという独立採算制を原則とする事業です。

当町では、平成4年度に下水道事業特別会計を設置し、国庫補助金や起債などを財源として整備普及に努めてきています。また、平成11年度の供用開始以降、維持管理費や起債償還費の確保のために自主財源として下水道使用料を設けていますが、不足財源を一般会計からの繰入金を充当しています。その後、下水道事業の経営安定化を図るため、平成21年度に平均8.0%、平成24年度に平均20.4%、平成28年度に平均13.1%増の使用料改定を行いました。

令和7年度決算見込における下水道使用料収入は約2億7千5百万円となり、下水道事業収益総額の約36.0%を占め、使用料で賄うことになっている維持管理費は賄えていますが、資本費である企業債償還利息や減価償却費等の不足財源を、一般会計からの繰入金で補っている状況は続いています。

下水道は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための基本的な施設です。

下水道事業は初期投資が大きい財源不足が生じやすい事業ですが、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があるため、経費の節減等の経営努力と水洗化率向上を図り、使用者（受益者）に適正な負担を求めつつ、一般会計への依存を極力少なくし、経営の健全化・安定化を図っていく必要があります。